

地域工場・中小企業等の省エネルギー設備導入補助金(A類型)の要件確認スキーム(案)

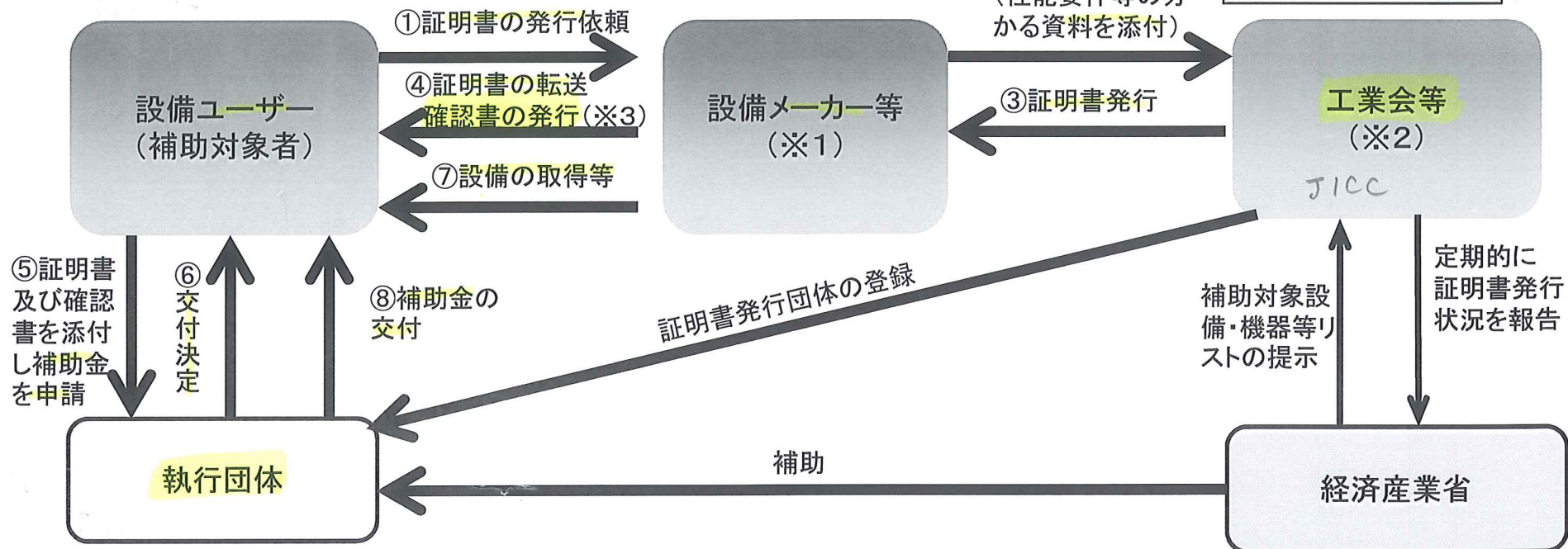
<工業会等の確認内容>

- メーカーにおける最新の設備・機器であることの確認
- 省エネ性能の向上(年平均1%以上)要件を満たしていること
の確認(同一メーカーにおける旧モデルとの比較とし、使用する指標は工業会等の判断による)

<A類型専用>

証明書

印



執行団体により定期的
に補助対象設備を公表
(P)

※1 当該設備・機器の性能把握や同一メーカー内の新旧モデルの判別が必要であるため、設備・機器メーカーによる申請が望ましいが、代理店や子会社等で正確な申請が可能な場合は、設備メーカーに代わって申請することを可とする(「証明書発行依頼者」という)。

※2 設備・機器メーカー自身はその工業会の会員であるか非会員であるかに依らず、設備毎に証明団体として登録されている工業会等へ申請すること。

※3 工業会への申請内容に虚偽がないこと、虚偽があり補助金返還等になった場合はメーカーが責任を取ることを確認書を「証明書発行依頼者」がユーザーに発行する。